

憑きものの現象論——その構造分析——（上）

岡田靖雄

一、問題の所在

憑きものというと、能の物狂いの一部にみられるように、靈にのりうつられた人が靈の主その人であるような言動を呈するばあいと、動物が体の一部分にとりついて悪さをするものが、いちおうかんがえられる。

東京脳病院長後藤省吾が一九〇八年に発表した「憑依妄想ニ就キテ」⁽¹⁾では、四八例（男三三、女一六）については、狐二二例、狐と他動物四例、狐と神仏魔六例、他動物六例、神仏一〇例、となっている。つまり、四八例中動物つきが計三八例（七九・二％）で、うち狐つきが計三二例（六六・七％）であった。一九〇八年（明治四十一年）の東京においても、憑きものといえば動物つき、なかでも圧倒的に狐つきであった。

わたしは一九八三年の論文「狐憑き研究史——明治時代を中心に——」⁽²⁾で、憑きものに関する当時の精神医学的研究を概観した。なかでも、最近までわすれられていた島村俊一「島根県下狐憑病取調報告」および、吳秀三によせられた憑きものに関する医家の見聞報告を紹介した。このなかでは、つぎの問題提起をしていた、——

わが国の狐憑きでは「持ち筋」（あるいは「持ち家」とよばれる家が特定される地域のおおかつた点）が特徴である。

狐がつくという信仰がいつごろ成立したか、「持ち筋」という特殊化がどういう時代にどんな社会的経済的背景のうえに成立したか、「持ち筋」があつた地域とそうでない地域とで狐憑きの頻度や発現の形にどんな違いがあつたか、「持ち」と「使い」とがどうからみあつていたか、狐憑きの発現において祈禱の要素はどういう役割りをはたしていたか、などなど、充分に解明されていない問題が多い。

ところで最近、酒井シヅさんをお手伝いして三一書房の南博編集の『近代庶民生活誌② 病氣・衛生』（一九九五年）を編集し、ここに憑きもの関係の資料をかなりいれた。³⁾ 前述の吳秀三によせられた報告、島村の「島根県下狐憑病取調報告」、おなじくこれも無視されてきた荒木蒼太郎の徳島県調査報告の全文をここにおさめた。それらの事例は、狐発例、散発例はほとんどなく、持ち筋地帯のものが大部分である。そしてこの校正をしながら、「持ち筋地帯の憑きものは従来いわれている憑きものとはちがうな」という感じをますますつよめてきた。このことは『近代庶民生活誌』の解説にかき、また一九九五年一月の日本医史学会例会でものべた。

わたしがしらべた範囲で維新後の憑きものに関する医学的報告の最初は、一八七九年の高知県（土佐国安芸郡土居村）の江澤圭磨による「犬神附或ハ狸神附ノ説」⁴⁾である。これをもう一度よみかえすと問題点がはつきりする。重要な報告であるので、その事例部分を全文あげておく、――

一士族某ノ女子齡五歳十一ヶ月曾テ微恙ナシ一日隣家（該家ノ老嫗ハ所謂犬神持也）ニ遊戯ス忽チ惡寒震慄ノ起リシヲ以テ婦家褥ニ臥ス次テ直ニ発熱シ面色赭々トシテ怒レル色アリ自ラ頻リニ褥ヲ引テ其面ヲ被ハントシ時時只眼ヲ出シテ四方ヲ窺ヒ其状怖ル、ガ如ク又慙ルガ如シ時ニ其父家ニ在ラズ其祖母及ヒ母共ニ周章シテ予ニ診ヲ請フ直ニ往テ診スルニ患者床外ニ出テ坐シテ礼ヲ行ヒ反目予ガ顔色ヲ窺ヒ意ニ慙ルアルガ如シ其顔面赤ク全身輕熱微汗ヲ帯ビ脈搏亢進、眼光輝々、眼球停住シテ怒レルニ似タリ喃喃口言シ両拇指ヲ屈折シテ蔽ヒ隠シ腋下ニ物アリテ他人ノ之ヲ見ン事ヲ恐ル、ガ如クス（十中一モ以上ノ症ヲ欠ク事ナシ）曾テ嫌疑セシ煙草酒類等ヲ嗜ミ言語動作皆ナ老嫗ニ似タリ予乃チ本

症ニ罹リタルヲ知り恩威交々質問スルニ初メ唯口ヲ箝シテ頻リニ左右ヲ顧ミ敢テ答フル所ナシ徐ニ謂テ曰ク吾レ少女ニ怨アルニアラズ此家ノ後圃ニ夥多ノ茄子アリ一二ヲ吾レニ与フルモ何ゾ費トスルニ足ラン吝蓄モ亦甚シカラズヤ故ニ之ヲ得ント欲シテ此ニ煙管筒ヲ製スルノ一片ヲバ吾レニ投ズルモ亦何ゾ費トスルニ足ラン吝蓄モ亦甚シカラズヤ故ニ之ヲ得ント欲シテ此ニ來ルナリト炉辺ニ倚リ両手自ラ膝ヲ擁シテ吸煙空嘯シ自ラ其祖母ト母トヲ指テ曰ク是レ貪慾ナル後室ト命婦ナリトオカミヤン
(平民ヨリ士族ノ寡婦ヲ指テ「オクロサン」ト云フハ方言ニシテ蓋シ「オクロサン」ハ「オフクロサン」ノ訛ナリ)予復タ從容懇諭シ偽言百出以テ問テ曰ク汝ゾ何人ゾヤ患者笑テ曰ク吾ハ子ガ隣家ノ彌助ノ母年齡七十八亡武頭庄兵衛ノ妻ニシテ名ハさんト云ヘル嫗ナリ然ルヲ吾ヲ目シテ遠郷ノ人ノ如クス可笑々々(其年齡姓名共ニ符合ス)時ニ一婦人來テ少女ノ病ヲ訪フ患者煙管ヲ揮テ曰ク子ハ曩ニ薪ト藁ト幾許ヲ吾ニ借りテ往ケリ初メ暫時ノ約ナリ今ニ之ヲ返ヘサズ何ゾ速ニ返償セザルヤト(果シテ此事アリ數目符合ス該婦驚キ直チニ老嫗ノ家ニ返償ス)此時父外ヨリ帰レリ患者愴惶トシテ曰ク主人帰レリ主人怖ルベシ帰去來々々々乍チ走リテ避ケント欲ス父大ニ怒リ捕ヘテ之ヲ柱ニ縛シ槍ヲ取テ眼辺ニ閃カシテ曰ク一槍ニ刺サン若シ速ニ帰ラズンバ許スベカラズト患者色ヲ失ヒ戰慄哀泣シテ曰ク主人吾ヲ許ルセ吾レ速ニ帰ラン命婦モ後室モ吾ヲ救ヘ再ヒ此ニ來ラザルベシト遂ニ自ラ縛ヲ脱シテ走り彼ノ老嫗ノ家ニ至リ其子ノ膝ニ上リ、曰ク、主人吾ヲ殺サントス吾子吾ヲ救ヘト尚オ自ラ安ンゼズ再ビ走リテ庭上ニ出デ跌然倒レテ地ニ伏ス乃チ全症頓ニ去ル(地ニ倒ル、時ハ此症必ス退ク)唯身体虚脱シテ精神特ニ衰弱シ失意スル者ニ似タリ発熱頭痛スル事大約二十四時間ニシテ平生ニ復セリ

江澤はこの事例を犬神つきとしてかいているようである。高知県は犬神持ちのおおい所として有名であつた。この例は、弱者が微恙とともにいつもとすこしちがつた行動をしめし、といつめられると(あるいは祈禱されて、あるいはおどされ、いためつけられて)、自分はこういう者でこういう怨みがあつてきた、と名のり、そして、おどされて(あるいは説得され、祈禱され、いためつけられて)もとの家へいって、そこでばりたおれて気をとりもどすともとの人にもどつたもの

である。こういう点で、持ち筋地帯における憑きものの軽症例の典型的なものである。もとの（持ち筋の）家にかえるときは、小豆飯などのちいさなお供え物あるいは怨みのもと品の品をもちかえることが条件になることがおおい。またこの例で少女は、隣家の老婆であると名のるだけでなく、その人らしい動作もしているし、また特殊な察知能力（お見舞にきた人が老婆の家からかりていたものをいいあてる）もしめしている。こういった例も憑きものの例にしばしばみられたものである。

ところで、江澤の記載をみなおすと、名のついている老婆が犬神持ちであるとされているほかには、犬神の姿はみえていない。ついているのは老婆自身であるようによめる。いつてしまえば、これは犬神つきでなくて生き霊つきであるまいか。

そこでわたしは、さきの「狐憑き研究史」で提起した問題のなかで、持ち筋地帯とそうでないところで憑きものの発現形態にどんな違いがあったか、憑きものの発現に祈禱はどういう役割りを果たしていたか、解明しようところみた。

二、しらべた事例と検討した項目

とりあげたのは、一八七九年の江澤報告から一九〇二年までの医師による憑きもの報告のなかで、事例としての輪郭がある程度まではつきりしているものである。検討しようとした項目の記載があまりに不十分なものはとりあげなかった。また、狐つきなどとして記載されているが、「狐がみえる」、「狐にころされる」、「狐のことをかかんがえらと、狐の文字がうかぶ」といったものはとりあげず、のりうつっている、あるいはとりついている（すくなくとも身ぢかに）、といえる例だけをしらべた。とりあげたものの大部分は、まえの「狐憑き研究史」で紹介していたが、吳があつめていた裁判例はそこにはいれていなかった。

最終的にとりあげた事例ののっている文献とそれからの事例数とはつぎのとおりである。

(一) 持ち筋地帯のもの

1、江澤圭磨「犬神附或ハ狸神附ノ説」(一八七九年)。高知県の女一名、犬神つき。

2、島村俊一「島根県下狐憑病取調報告」(一八九二—一九三年)⁽⁵⁾。一八九一年島根県調査。人狐つきは女一名、男四名、野狐つきが男一名、計一六名。この調査地はいうまでもなく、人狐(ひとぎつね、あるいはにんこ)が持ち筋の家でかわれているとされる、「持ち筋」の中心地である。

3、吳秀三文書。吳は一八九六年に『芸備医事』誌上に何号かにわたり、『タウビヤウ』及犬神二関スル見聞文書及各家ノ実験ノ寄贈ヲ冀望ス」るむねの広告をのせ、これにこたえて吳によせられた文書一〇通がのこっている(日付けのはいつているものは一八九七年)。またそれらといっしょに、憑きものをおいだそうとして死にいたらしめた二件の裁判記録の写しがあつた。「吳秀三文書」として『近代庶民生活誌』⁽⁶⁾ 病氣・衛生』に全文を収録したこれら事例からは、つぎのものをとりあげた。

広島地方裁判所判決、一八九一年。広島県、狸つきの老婆一名(息子夫婦がこの老婆をなぐり火責めにして死にいたらしめたが、医師である息子およびその妻は、狸つきと信じていて罪をおかす意志はなかつた、として無罪となつてゐる)。

島根県。一八八五年におこつた石州津和野狐騒動記録。野狐つきの女一名。

広島地方裁判所判決、一八九六年。広島県、狸つきの男一名。

島根県、一八九七年。犬神つきの女一名。

広島県、一八九七年。犬神つきが女二名、男一名、狐つきが女一名、外道つきが男二名(計六名)。

吳秀三文書からの事例は計一〇で、しるされている地名は持ち筋地帯のものである。

4、伊藤隼三「狐憑病二就テ」(一八九四年)⁽⁹⁾。鳥取県で人狐つきの女一名。

5、荒木蒼太郎「徳島県下ノ犬神憑及ヒ狸憑ニ就キテ」(一九〇〇年)⁽⁸⁾。一九〇〇年徳島県調査。犬神つきが女一二名、男二名、狸つきが女五名(うち二名は犬神も)、生き霊つきが女二名(うち一名は犬神も)で、実人数計二〇名。この調査地の過半三好郡は犬神の淵藪で、一切の病気はまず犬神のせいとされ、しかも犬神は特定の家(犬神筋)でかわれていると信じられている。美馬郡には犬神はすくなく、狸つきがおおくみられるが、ここは三好郡に隣接している。

こうして、持ち筋地帯のものは計四八名で、その地域は島根県、徳島県、広島県が主である。持ち筋地帯の重心は西日本であつて、前記地域はその分布にほぼ対応している。

(二) 非持ち筋地帯からの散発例

1、東京帝国大学医科大学精神病学教室(巢鴨病院) 医員による「精神病患者実験記事」。一八九〇年から一八九六年まで四六例が報告されているなかから、つぎのものをえらんだ。

小野寺義郷報第三例(一八九〇年)⁽⁹⁾、狐つきの男。

田邊耕民報第四例(一八九〇年)⁽¹⁰⁾、猿つきの女。

田邊耕民報第六例(一八九〇年)⁽¹¹⁾、おさきつきの女。

田邊耕民報第七例(一八九〇年)⁽¹²⁾、狐つきの男。

田邊耕民報第八例(一八九〇年)⁽¹³⁾、狐つきの男。

田邊耕民報第一一例(一八九〇年)⁽¹⁴⁾、狐つきの男。

小野寺義郷報第一六例(一八九一年)⁽¹⁵⁾、白狐・猫つきの男。

小野寺義郷報第一七例(一八九一年)⁽¹⁶⁾、小蛇つきの女。

小野寺義郷報第二八例(一八九三年)⁽¹⁷⁾、白狐(三匹)つきの女。

井村忠介報第三八例（一八九四年）⁽¹⁸⁾、狐狸つきの男。

井村忠介報第三九例（一八九四年）⁽¹⁹⁾、野狐つきの女。

右記のものは女が計五名、男が計六名である。なお、これに先行する神俣報「精神病者書類集」（一八八八—一九〇年）の二九例には狐に関するものが二例あるが、それは、狐の幻視およびさまざまな幻視を狐の魔術とするもので、ここにはとらなかつた。

2、若杉喜三郎「所謂「狐附キ」患者ノ実験」（一八九一年）⁽²⁰⁾。新潟市で、狐つきの女一名。

3、神俣「狐憑病に就て」（一八九三年）⁽²¹⁾。狐つきの女五名および男六名で、うち女の一名には生き霊もついていた。記載中の女の一名は、狐がみえるというだけのもので、とりあげなかつた。いずれも巢鴨病院入院の人。

4、荒木蒼太郎「附憑狂ニ就キテ」（一九〇〇年）⁽²²⁾。ここには九事例がのせられているが、工員六名（女四、男二）の集団狸つきは記載が簡単すぎるので、とりあげなかつた。あとの三例は、金神つきの女一名、狸つきの男一名、狸・蛇・狐つきの男一名である。いずれも岡山市の住民。

5、門脇眞枝「狐憑病新論」（一九〇二年）⁽²³⁾。これは巢鴨病院における著者の実験例二一をあげているが、うち二例は、狐の字がうかぶ、妻子が蛇や狐にみえる、といったもので、狐つきとするには適当でない。のこる一九例は、狐つきが女一二名（うち一名は籠も）、男五名、おさきつきが男一名、山狐つきが男一名である。

この非持ち筋地帯の事例は女二四名、男二名の計四五名である。このうち三名は岡山市、一名は新潟市、のこる四一名は巢鴨病院のものである。このうち「精神病患者実験記事」の事例と神報告例とが重複する可能性はあるが、記載内容からして重複はないと判断した。巢鴨病院例で出身地、現住所の記載されているものは少数である。巢鴨病院に入院するのは、東京都および近県の者が大部分であった。石塚尊俊⁽²⁴⁾によると岡山市、新潟市に持ち筋の残留はなく、関東地方では少数である。門脇記載中のおさきは、僧侶がつかつたとされている。ここにあげた四五名は非持ち

筋地帯のものと判断してよからう。

こうして、持ち筋地帯からの四八名および非持ち筋地帯からの四五名がえられた。すこし数がそろいすぎているが、憑きものの精神病的記載のまとまったものがあるのは（近年のものは別にして）一九〇二年までなので、そこできつたらほぼ同等の数字となった。

つぎに持ち筋地帯（これからは甲地とする）および非持ち筋地帯（あとは乙地とする）の事例をいくつかみておこう。

〔甲地第一例（吳秀三文書その五）〕 一二、三歳の男子、かつて著病なし。俄然感冒様の頭痛・微熱・全身怠脱・無食欲。二、三日して奇異な顔貌で食をもとめて、二、三碗を食してなお「菓子がかくいたい、小豆飯がかくいたい」という。母が異なると「どうしたのか」といえば「われはちよつと他からきた」という。父が「何者でどこからきた」ととうに、口をとじている。つよくたずねると虚言をもつてあざむこうとする。傍人が「これは犬神だ、外道だ」、「劇問して事実をいわせよう、事実をいわねばその法をして神明にいのりその身をせめくだいてもいわせよう」といえば、「自分は何何の意恨がある、何月何日に白米を何程かかしたのにかえしてもらえぬ、わずかなので催促もせずにはいたが、わずかにその一念できた、また、所望されてあげたものがおしくてきた」などいう。「じゃその物はかえしてやるからかえるか」、「赤飯をたいて菓子すばに入れて幣帛をそのうえにたて、法人に依頼して祈念しわが家のほうへおくつてくれれば、かえる」。その準備をして、きた方位におくりだすと患者は自分であるき、門外にでると地にたおれて一時人事不省。傍人が家につれかえり、看護し薬をあたえるとさめた。身体が衰弱していたが二、三日で元気に復した。

〔要約〕物品にかかわるかい怨みから犬神はその家の子どもについた。微恙から異貌を呈し、傍人にせめられて持ち筋の人であるかに応答。憑きの状態のほかの精神症状はわずかで、単純病像といえる。数日の経過で全快。

〔甲地第二例（吳秀三文書その八）〕 三八歳の男。ふと歩いて歩行時にふらついていた。黙していわず。自分（医師）がつよく病苦をとうに、「自分は病気ではない、周囲に狐がたくさんいるのでおつてくれ、自分にはみえる」という。患

者の寝具に黄黒色の毛がついている。寝具をとりかえたが、大勢がとりかこんでいるなかでいつの間にかまた毛がついていた。催眠のため抱水クローラル二・〇を服させたが無効。かさねてモルヒネ〇・一五を注入したが無効。臭剝四・〇苦味チンキ二・〇を一日量としてあたえて、患家を辞した（この病いには催眠剤はきかぬ）。翌日いつて様子をきいた。夜になつてもねないので、狐がついたにちがいないと神官をよんで祈禱してもらった。神官にさんざんせまられて、西に八丁の某からきて爪の間からはいつた。この家には金穀が沢山あるのがうらやましくしてきた、自分は某家の床下に巢をつくつていて、七五匹いる、という。「飯をくわせてやるからかえれ」といわれて病人は一升あまりの飯をくつて戸口までおくられて、そこでたおれ気をうしなった。そして今朝まで熟睡した、とのこと。病人は、一昨日からの病苦はしらぬといい、昨日の往診もしらぬ、ただ頭痛で精神不快でねむつた、という。臭剝を二・〇に減じ内服させたところ一兩日で全快。

（要約）富みのうらやましさから近所の家からついた狐。患者は微恙から狐の幻視を呈し、神官にせめられて狐であるのとみとめる（やや複雑な病像、しかも狐の毛らしいものがついたのを報告者である医師もみとめている）。数日で全快。憑きもの状態では催眠剤はきかなかつた。

〔甲地第三例（島村報告の○賀某女）〕 現在四三歳の既婚婦。三年前産後に「益餅を食せんためにきた」と大声し、躁狂状態過余。しばらくして鎮静して痴呆状。一年して祈禱により人狐つきとわかる。祈禱により治せず、現在精神痴鈍で外来の刺激に反応せず、続発痴狂の状態。自分でも人狐つきという。

（要約）産後に発しかなり複雑な精神病像を呈している、祈禱により人狐つきとされたが、その由来、ついた動機はわからない。自分でも人狐つきと称するようになって（つまり、自分が人狐であると発言するのはちがって、他から人狐つきとされたのを受動的にうけいれての発言）。全経過現在までに三年。

〔甲地第四例（島村報告の○山某女）〕 二六歳の既婚婦で、四年前より人狐つき病にかかったという。某家より田地を

かいいれたが同家は人狐持ちで、人狐はその田地についてきて、該婦についたとされる。腹部に水がたまって二年間腹部に痛みがあったのは、人狐の出入りするためと信じている。精神的発作はなかった。診察するに腹部膨大して妊娠七か月の婦人のように、触するにしたい。卵巣囊腫か。

(要約)慢性身体疾患を、購入した田地についてきた人狐によるものとみずからみとめているが、人狐つきとしての異常言動は呈していない。経過は現在まで四年。

〔甲地第五例(荒木報告第三例)〕 六〇歳の寡婦。二六歳で嫁したが舅姑がよくないので所有の衣類をもつてにげかえり、現在の家に嫁した。四〇歳ごろから祈禱時に、初嫁の家の姑の生き霊がうかんで、「衣類をさしおさえたかったのにげられて残念だ、それだから丑の刻参りをして一八本の釘をうった」など口ばしるようになった。また四九歳時に胸部苦悩眩暈を発して手をうちおどることあり。大師をみずからいのとすぐに全身がふるえて、「何某からきた犬神だ、この女をころしてやる」という。その犬神は数家からきているが、そのおもなものは、夫が存命中にしばしば金をかしていた甲家と、夫が薪売買の周旋の件でもめていた乙家。現在胃部苦悩眩暈、下腿冷感、左腸骨部より胃部にむかつて棒状物上行し、病者は犬神および生き霊の憑きによってやんだと信じている。右肩甲部に倦怠感つよく、ここが犬神の巢なりという。談話中にも、無言で体をゆすり両拳をうちあわせ左手で右肩をうつなどの運動を一四、五分。おわつてきくと、自然に発する運動で抑制できないと。これはヒステリー性運動発作である。

(要約)まえの婚家の姑の執念からの生き霊と夫の金銭関係のもつれからの犬神と、両方ついている。自分からかつての姑と、また犬神と名のる。異常体験、異常運動発作をともなう複雑な病像で、経過もながい。

〔乙地第一例(田邊耕民報「精神病患者実験記事」第六例)〕 放浪していた流し芸人の女、四八歳。挙動奇異で警察署から病院に護送されてきた。浅草観音に祈願中猫の児大のおさき狐がついた。これは夷人が狐で自分を魔したのである。夷人は邪蘇宗をひろめようと狐をつかっている、自分はその狐を体内に封じこめようとしているのである。狐がなかで

くるしむ声がかきこえる。狐は実体のない気である。また、洋風になったのはすべて邪蘇宗に毒されたのだという。ときには、月の子・星様、皇帝の叔母なりという。空中に鯨を幻視、被害妄想、象や動物の気がはいろいろと目と目とじ耳孔に紙などをつめる。しばしば絶食し、入院後二年半で死亡。

〔要約〕祈願を機に夷人におさき狐（ここではおさきは狐である）をつけられたとみずからいう。狐は体内にある気だが、その声がかきこえることもある。きわめて複雑な病像で、二年半の経過で死亡。

〔乙地第二例（田邊耕民報「精神病患者実験記事」第七例） 三七歳の日蓮宗某寺住職。寺の貧困を苦慮していたが、憂悶はなほだしく閉居して連酒。つづいて多弁となり、しきりにであるく、諸僧これを靈か狐狸のわざとして祈禱をほどこすことにしたが、本人応ぜず。そこで代者に祈禱をうけさせた。本人もそのそばで祈禱にくわわる。代人は、自分は狐でこの人（病者）が美食するので、それにあずかろうとついた、しかし連日の祈禱のためついておれぬから退散する、という。数日平穩でいたのち、本人は躁状となり無銭で登楼ししきりに物品をもとめるので、入院となった。裸になり不眠、放歌、乱舞の状態で、大僧正なりなどの誇大妄想を呈した。また「我れに七面山がついた」とさまさまな能力をほこった。左鼻翼をかきむしりそこに潰瘍生じ欠損するにいたる。入院後半年余でほぼおちつく。発揚体験はほぼ記憶しているが、鼻翼かきむしりなどの記憶はない。狐については、代人のいうように狐がついたのかとおもったこともあると。

〔要約〕経済苦慮にはじまったうつ状態につづく躁狂状態（誇大妄想、興奮状態）。代者をたてての祈禱で狐つきとされ、みずからも狐かとおもったこともある。一年あまりの経過で治癒。

〔乙地第三例（若杉喜三郎報告例） 新潟市、二二歳の既婚婦。一年前からの胃部不快感がまし、さらに心悸高進などあつて「しにそう」という。患者はそのまま越後国出湯村の神（オンバ様）を祈禱せしこと数回。先年ここからは四人の狐つきがでたが祈禱で治せり（隣家妻君もその一人）と。往診すると平温だが脈は一一〇、胃部痛あり、ときどき四肢に

痙攣。そのち感冒で興奮状態となったが、いちおうおちついた。ところが隣家の妻君が、狐狸のせいだろうと患者母にかたつた。母が老婆と治方をはかったのを患者がききつけ、自分はオンバ様お使いの狐だ、隣家の妻君にあげられたからにはかくせない、狐だから葉はいらぬ、と。そこで市内のオンバ様祈禱所で祈禱すると、狐つきとわかる。油揚げと小豆飯とをもってくればさろうといったので、それらを祈禱所にあげた。そのあと家にもどつて、さるように狐にいったが、「この飯がもつとうまいのでさりがたい」と、四肢をもつてはいあるき、諸所の匂いをかぎ身体を回転させるなどした。

(要約) 微恙から四肢痙攣などのヒステリー症状を呈していた。周囲で狐つきだろうというのをききつけてから、「自分は狐で人間ではない」といい、さらには狐様の動作をした(変身妄想)。その後の経過は不明。

〔乙地第四例(神俣論文の妄覚第三例)〕 四四歳の男。盗難にあつてから夜番をしていて精神がみだれて服薬していたが、三か月して腹部で話しがはじまつたという。二匹の竹筒のような狐がそこにはいついてゴソゴソうごき、交接して無数の子ができ、体内にいる。このため胃、腕脚の肉くいとられ、眉毛もきられ、狐の声が耳にきこえている。またちいさな塵を動物であるとしめす。

(要約) 神経衰弱状態につづく狐つきだが、体内の異常感覚が主で、幻聴幻視もある。

〔乙地第五例(神俣論文の、周囲から狐憑病とみられた第四例)〕 二九歳の男。多弁になり、牛肉を一〇〇斤かつてこい、御馳走してやる、などといい、また目的なく人力車ではしりまわる躁狂の状態となる。そこに見舞いの人が「お前さんに狐がついている」といったところ、四ん這いになって「白狐様がついているから金と米とをもってこい」という。見舞いの人はそれを信じて米、金をもつてきた(患者は狐つきでないことをしっていた)。入院してすこしよくなったが、脚気で死亡。

(要約) 躁狂となったが、周囲から狐つきといわれて、狐つきをよそおつた一種佯病である。二か月で死亡。

〔乙地第六例（門脇著書第一章第三例） 一二歳女。新婚初夜より精神変調。某法華寺の加持で狐つきとみとめられ、一種の催眠術をうけた。主僧は熟睡した患者と一時間密室にいた。家にかえったその夜患者は蛇が陰門からはいったとさわいだ。こうして精神病は増悪して慢性となり、患者はなお巢鴨の病室にいる。

（要約）不明精神病の女が狐つきとされ、加持を名目に僧侶から強姦されて精神症状悪化。

そこで、上記の要約のところにしめしたような項目を甲地事例および乙地事例についてかぞえ、その結果を比較しカイ二乗検定した。ところで、甲地第五例では生き霊と犬神とがべつべつについている。このばあいは一人で憑き現象としては二例とかぞえる。こういった重複憑き事例は甲地で二名、乙地で二名あった。つまり、憑き現象としては甲地群は五〇例、乙地群は四七例となる。これら四名のほかにも異種重複の憑きは甲地で犬神と狸とが二名、乙地で狐と狸とが一名、狐・天理王尊・龍が一名、狸・蛇・狐が一名、狸狐が一名あったが、これらについての記載は最初のものに関するものが主で、あとのものは名があげられているだけなので、憑きものの種類としては最初のものにいった。

このようにして、甲地四八名五〇例、乙地四五名四七例について、病者の性別および年齢、憑きものに先行する準備状態、ついたもの、ついたものはどこからきたか、つく動機となる怨みなど、一家のなかで弱者についた例数、その状態を憑きものとみとめたのはだれか、憑きもの状態は精神医学的にどういうものか、憑きもの状態の期間、憑きもの状態は単純な病像か複雑な病像か、といった点をかぞえた。なお、甲地事例に入院したものはなく、乙地事例では四一名が入院例、一名は非入院例、荒木報告の三名はいずれか不明だが、おそらく入院例だろう。

もつとも、各事例記載の精疎はかなりまちまちであり、また前段の記載と後段の記載とがくいちがうものもある。そこで上記項目についての判断にいくらかの恣意性はまぬがれなかった。経過のなかで状態かわることがあり、このばあいは最近の、記載のくわしい部分をとった。祈禱では犬神つきとされたが病者は狸とおもっている、といった事例は本人の考えにそって狸つきとした。

三、えられた結果

(一) 性別 甲地では女三四名(七〇・八%)、男一四名(二九・二%)、乙地では女二四名(五三・三%)、男二一名(四六・七%)で、甲地では乙地におけるよりも女がおおい傾向がみられるが、この差は統計的有意の水準に達していない。

(二) 年齢 甲地で二〇歳までが二二名(二五・〇%)、二二—四〇歳が二一名(四三・六%)、四一—六〇歳が二名(二五・〇%)、六一歳以上が二名(四・二%)、年齢不明が一名(二・一%)である。乙地ではそれぞれが四名(八・九%)、二四名(五三・三%)、一四名(三一・二%)、一名(二・二%)、二名(四・四%)となつてゐる。この年齢分布で目だつのは甲地で二〇歳までの人がおおい点で、この違いは〇・〇五有意水準にある。

第六項目で一家にむけられた怨みが弱者にでてくる数をかぞえているが、前項、本項とあわせてこれらの結果は、甲地で憑きものにかかるのは女、年少者、虚弱者におおいとされていることを、数字のうえでもしめしているといえよう。

(三) 先行する準備状態 甲地事例では感冒様症状などの微恙が先行していることがおおい(たとえば、江澤報告例)。憑きものにはこのほか、家庭不和や近隣との緊張関係などによる心痛、また、あちこちの痛み・しびれ・めまい・かるい運動障害などのかるい身体不調が先行している例、大酒が先行している例がある。そこで、先行する微恙、心痛、身体不調、大酒をかぞえた。甲地の五〇例で微恙は一〇例(二〇・〇%)、心痛が七例(一四・〇%)、身体不調が一一例(二二・〇%)にみられ、大酒はなかった。これらのうち一例では微恙と心痛とがあつた。乙地の四七例では微恙先行はなく、心痛が一四例(二九・八%)、身体不調が七例(一四・九%)、大酒が二例(四・三%)にみられた。これらのうち微恙先行は甲地では乙地よりも有意水準〇・〇〇五でおおい。

(四) ついたもの ついたものは甲地では犬神二一例(四二・〇%)、人狐二六例(三三・〇%)、狸八例(一六・〇%)、野狐二例(四・〇%)、生き霊二例(四・〇%)、狐一例(二・〇%)である。犬神例では、外道とされているものが二例ある

がそこでは犬神のことである(蛇のばあいもある)。また犬神のほかに狸もついたものが二例あったが、そこには狸の名がでていだけで狸つきの具体的記載はない。おなじく犬神例で七五匹といっているものが一例あった(このように七五匹と群をなしているのは普通のことである)。他方乙地では、狐三五例(七四・五%)、狸三例(六・四%)、おさき(狐)二例(四・三%)、猿一例(二・一%)、蛇一例(二・一%)、生き霊一例(二・一%)、神一例(二・二%)、山狐一例(二・一%)、猫一例(二・二%)、野狐一例(二・一%)であった。狐のうち一例ではついている狐は三匹とあった、一例は漠然と狐狸となっていた、また一例ではほかに天理王尊および龍もついたとあるが、これらは名があげられているだけであった。狸の一例では蛇、狐もついたりされるが、あとの二つについての具体的記載はなく、また一例は狸狐とあった。一例は狐および母の生き霊がついたもので、これはべつべつにかぞえたが、この人では自分、母の霊、狐が順次人格交代するというものであった。甲地および乙地でつくものはおおきくちがつているが、甲地は犬神地帯である広島県、徳島県、人狐地帯である島根県、狸地帯でもある徳島県が主になっているので、この違いは甲、乙両地の違いをあらわしている。

(五) ついたものの由来 ついたものはどこからきたのか。甲地では隣人が九例(二八・〇%)、知人が一六例(三三・〇%)、やとわれていた(あるいは雇いを希望した)人が二例(四・〇%)、雇い主が一例(二・〇%)、親戚が一例(二・〇%)、旧姻族が二例(四・〇%)、他人(自分がおもっていた女を憑かれ人側にとられた人)が一例(二・〇%)、祈禱者が一例(二・〇%)、神仏寺社が五例(二〇・〇%)、特定の場所が三例(六・〇%)、不明のものが九例(一八・〇%)。これらのうち、隣人、知人、雇われ人、雇い主、親戚、旧姻族、他人、と、普通の社会的関係にある人をまとめると、三二例(六四・〇%)である。これらの人はつくものを意識的におくりだすのではない、つくものはこれらの人の意向をくんでつくのである(日本の憑きもので、持ちの人につかわれるものはわずかである)。これにたいし乙地では、親戚が一例(二・一%)、祈禱者が三例(六・四%)、特定の場所が二例(四・三%)、神仏寺社が六例(二二・八%)、そして不明のものが三五例(七四・五%)であった。ついたものの由来がわかっているもの、またつくものが普通の人間関係にある人のところからきている

ものほともに、甲地では乙地におけるよりも有意水準〇・〇〇五でおおい。

(六) ついた動機 こういうわけできた、とその動機がついたもの(に人格変換した病者、ときに代人)あるいは病者その人よりのべられたのは甲地で三七例(七四・〇%)、乙地では三例(六・四%)で、この差は有意水準〇・〇〇五である。その内容をみると、甲地で人間がかかわらぬもの(神仏寺社、狸がかかわったもの)は七例で、狸が巢穴をくずされた、神山の木がきられた、この人につけばくえる、祭祀されていない、願かけがほどかれていない、などというものである。乙地でそれは、ころされた猿の怨みの一例だけである。甲地でのころ三〇例は人間にかかわるもので、うち一八例は、物がほしい、かした金、物がかえしてもらえない、贈答の不公平、富裕さがうらやましい、魚がくいたい、嫁がもつてきた衣類をかえしたくない、といった物、金にかかわるもので、犬神持ちの人からかった火鉢についてきた、約束でかいた田についてきた、といったものもある。総じてそうおおきな金額にかかわるものではない。一二例でその動機はもっぱら人間関係にかかわるもので、やとつてもらえぬ怨み、あたえた休み期間よりながくやすまれた、ほれた女をとられた、縁談をうまくはこんでくれなかった、愛欲の邪魔をされた、むこうが美人なのでうちの娘の縁談がおくれる、こちらがむこうより冷遇される、祈禱をやめさせられた、といった怨みが大部分で、口ぎたないからついた、懇意だからついた、というものがそれぞれ一例あった。乙地での二例は、ことわられた祈禱者の怨みによるものと、病人の良心をくじこうと娘を密通させついでおさきをつけたものと、それぞれ一例であった。こうしてみると、甲地では経済行為をふくむ日常生活のなかでのもつれが憑きのおもな動機とされていることがわかる。そのもつれにかかわるのは個人であるよりは家であることがおおいが、その家のなかでは弱者につくことがおおい。「夫につこうとおもったが、つよいので妻のほうについた」などかたられる。このように弱者についたとみられる例は甲地で、子どもについたものが六例、妻についたものが六例、優遇した人でなくこちらより優遇された関係者についたものが一例の計一三例(二六・〇%)で、乙地ではそのようによみとれる例はない。

(七) 憑きものと判断される過程 憑きものとされるについては、病者が自分から、狐がついた、自分は狐だ、などという、あるいは周囲の人が憑きものに違いないとするなど、どこかでそう判断されているわけである。憑きものとの判断がどのようにくだされたか、分析した。甲地では、病者その人が憑きものと(本人のことばで、あるいはついているものことばで)のべたものが一六例(三三・〇%)、周囲がそう判断しそれに応じてあるいはせめられて本人もそうみとめたものが八例(二六・〇%) (このなかには、往診した医師がそうおもって問診し、それに応じて病者がそのようにこたえた江澤報告例もある)、周囲の人がそうみとめたが本人はみとめるにいたらないものが二例(四・〇%)、祈禱により憑きものとされ本人もそうみとめるにいたつたものが一九例(三八・〇%) (このうち一例は易者が憑きものとした、祈禱により憑きものとされたが病者はそうみとめるにいたらなかったものが三例(六・〇%) (このうち一例では代人(ゆり)に弊帛をもたせて祈禱したところゆりは「我は狸じゃ」と口ばした)。このほかに一例(甲地第四例)は身体病を人狐によるものとみずから信じ、一例は閑節リユーマチが祈禱により犬神つきと判断されて、自分もそうだろうと信じている。これらにたいし乙地では、みずから憑きものとするのが三三例(七〇・二%)、周囲が憑きものとみとめたのに乗じて本人が金銭、物を要求した憑きもの伴病というべきものが二例(四・三%)、周囲の人だけが憑きものとみとめたものが二例(四・三%)、祈禱により憑きものとみとめられついで本人もそうみとめたものが一例(二・一%)、祈禱により憑きものとみとめられたが本人はそうみとめないものが五例(一一・六%) (うち一例では本人は祈禱をうけず代者がたてられ、他者が狐とみとめている)であった。甲、乙両地を比較すると、甲地では祈禱により憑きものとみとめられついで本人もそうみとめた例がおおいこと、乙地では自分から憑きものとのべる例のおおいことが目だつが、これらの差は有意水準〇・〇〇五に達している。なお、自分で大師をいのると犬神と口ばした、といった例は、みずからみとめたものとしてかぞえた。

祈禱者がよばれるのは、周囲の人が憑きものだろうと見当をつけていることが前提となる。祈禱のさい本人に針をさしたというものが一例あった。祈禱にさいし、また周囲の人が本人に憑きものとみとめさせるには、経文をよむなどの

ほかに、さまざまなおどかし(せめてやる、という、刀や鉄砲をみせる)もつかわれる。しかし憑きもの認定の過程では肉体的拷問とみるべきものはおおくない。だが、そのあとついたものをはらうには、煙りいぶし、毆打、食事制限、火渡りなどもおこなわれた。乙地第六例での加持僧による強姦もこれにつらなるものである。憑きもの状態から脱するに於いての祈禱の役割については記載の精疎があまりにはなはだしいので、ここでは詳細には検討しないが、甲地では祈禱により憑きものはなれる例が比較的好いようである。また憑きもの状態では、鎮静剤などはかなり大量でもきかないとされるし、また本人も薬剤はこばむこともおおい。

(八) 憑きものの精神医学的状态像 ここでは憑きものとされた状態像を検討する。大部分のものでは憑き症状が状態像の中心にあるが、周囲の人からまたは祈禱によつて憑きものとされているものもあるし(乙地第二例、同第六例など)、本人が憑きものとみとめていてもそれは状態像に付属的な例もある(その極端なものが甲地第四例である)。そこで、ここにとりだした状態像は憑き症状とはずれているばあいもある。甲地では、「犬神じゃ」などとみずから名のる人格変換は二例(四六・〇%)、体内にものがついてうごきまわっているなどとする体感幻覚(体内異常感覚)が三例(六・〇%)、すぐそばに犬神などがついていてそれがみえるという外部幻覚が一例(二・〇%)、体感幻覚と外部幻覚との両方がのべられているものが一例(二・〇%) (そして両者をあわせた幻覚例は計五例となる)、犬神がついてころされるなどという被害的憑きもの妄想は一例(二・〇%)、はつきりした憑き症状をかくかそれが付属的な、気分不調から錯乱状態までの精神変調が一七例(三四・〇%)、家内のものがあちこちにうごかされるなどといういわゆるポルターガイスト現象が中心であるものが一例(二・〇%) (これは精神医学的につきつめれば解離症候となるうか)、精神症状をかくものが二例(四・〇%)、記載が不十分で状態像を判定できないものが一例(二・〇%) である。乙地では人格変換は一〇例(二一・三%)、体感幻覚が一〇例(二一・三%)、外部幻覚が三例(六・四%)、体感幻覚および外部幻覚の両方が六例(二二・六%) (つまり、両方をあわせた幻覚例が計一九例)、被害的憑きもの妄想が八例(二七・〇%) (うち一例にはかるい体感幻覚ともなう)、憑き症状

をかくかそれが付属的である精神変調が一〇例(二一・三%)である。憑き症状が状態像の中心にあるのは甲地では計三〇例、乙地では三七例である。甲地で精神症状をかく二例は、身体疾患を迷信的に解釈しているものである。甲地と乙地とを比較すると、人格変換例は有意水準〇・〇二五で甲地におおく、被害的憑きもの妄想例は有意水準〇・〇二五で乙地におおい。幻覚例は甲地より乙地におおいが、その差は有意ではない。幻覚例のうち体感幻覚をもつ例(甲地で計四例、乙地で計一六例)は有意水準〇・〇二五で乙地に、外部幻覚をもつ例(甲地で計二例、乙地で計九例)も有意水準〇・〇二五で乙地におおい。

つづいて、憑き症状のなかで病者みずからがついたものと名のつた例をかぞえてみる。ここでいう憑き症状は、前述の人格変換が中心にある例にかぎらない。甲地では三二例(六四・〇%)が、乙地では一〇例(二一・三%)が、ついたものであると病者のみずから名のつている。それらの構成をみると、甲地では二四例(四八・〇%)が犬神、人狐などとのり、八例(二六・〇%)が人を名のつている。甲地事例で生き霊つきは二例で、この二例がついた霊の持ち主と名のはとうぜんだが、それだけでなく、動物つきとされる六例もその動物ではなくて、その持ち筋の人として「こういう怨みがあるからきた」など名のる。つまり、動物つきとされるこの六例は、病者の語り口からすれば、江澤報告例のように生き霊つきなのである。乙地事例では九例(二九・一%)が狐を名のり、一例(二・一%)が人を名のつているが、この一例は生き霊つきである。甲乙両地を比較すると、病者がついたものと名のる例は有意水準〇・〇〇五で甲地に、そのうちつた動物を名のる例は有意水準〇・〇〇五で甲地に、また人を名のる例は有意水準〇・〇二五で甲地におおい。甲地では一例が持ち筋の人の、一例が人狐の動作を模倣している(計二例、四・〇%)。乙地では狐つきの五例(二〇・六%)が四つん這い動作などをしている。このようにつくものとおなじ動作をすること(変形妄想、動物であれば獣化妄想)は乙地でおおいようだが、この差は有意水準に達していない。このほかに、甲地では一例(甲地第二例)で狐の毛らしいものがついていた。獣の足跡がのこつていたとされるものは、甲地、乙地ともに一例ずつあった。

(九) 憑きものとされる状態の持続

ここにいうのは憑き症状を呈していた期間ではなく、憑きものとされる状態の全期間である。複数回の憑きものを呈した例では最近のものを持続をかぞえた。ただし、それらを頻繁にくりかえしているものでは、初発からの期間をかぞえた。甲地では数日間のものが一〇例(二〇・〇%)、数日をかえて一か月までのものが五例(一〇・〇%)、一月をかえて三か月までのものが一〇例(二〇・〇%)、三か月をかえて一年までのものが四例(八・〇%)、一年をかえるものが二例(四・〇%)であった。乙地では数日までのものが一例(二・一%)、数日をかえ一か月までのものが三例(六・四%)、一か月をかえ三か月までのものが一六例(三三・〇%)、三か月をかえて一年までのものが九例(一九・一%)、一年をかえるものが七例(一四・九%)、記載不十分で期間不明のものが一例(二・三・四%)であった。甲乙兩地を比較すると、数日までの例が有意水準〇・〇一で甲地に、一年をかえる例も有意水準〇・〇〇五で甲地におおい。

(二) 憑きものとされる状態の複雑度

江澤報告例の精神症状は憑き症状でつくされており、純粹型といってよい。甲地

第一例では憑き症状に疎通性不良がともなっており、乙地第三例には四肢の痙攣、興奮状態もあった。このように憑き症状に他の精神症状がすこしくわわつたものは単純病像とする。甲地第二例、第三例、第五例、乙地第一例、第二例などはかなり複雑な病像である。そこで全体を純粹型、単純病像、複雑病像とわけてみる。甲地では純粹型は一一例(二二・〇%)、単純病像は一七例(三四・〇%)、複雑病像は二〇例(四〇・〇%)、精神症状をかくものが二例(四・〇%)であった。乙地では純粹型はなく、単純病像が八例(一七・〇%)、複雑病像が三九例(八三・〇%)であった。甲乙兩地を比較すると、純粹型は甲地に、複雑病像は乙地に、ともに有意水準〇・〇〇五でおおい。単純病像のものは甲地におおいが、甲乙兩地の差は有意水準に達していない。さらに甲地でははっきりした急性または慢性的の身体疾患(微恙などはのぞく)をもった人が一二名いて、乙地にはそういう人はいなくて、その差は有意水準〇・〇〇五に達する。これら一二人のなかには三七・七度、四〇・七度などの発熱を呈するなどして、症状精神疾患とみなすべきものが五、六例あり、ま

た既述のように、甲地事例には精神症状をかくものもある。

本稿にとりあげた例を現在の基準によつて診断しなおすことは、記載がきわめて不十分な例もおおくて、一部分をのぞいては、不可能である。持続期間と病像の複雑度とをかさねあわせると、甲地事例にも、あきらかに精神病的病像をしめすものがかかりはいつていることがよみとれる。持続期間が数日以内で純粹型の病像をしめすものは、持ち筋地帯だったからこそおこつた憑きもの反応といえよう。甲地では持続期間のながいものもおおい。複雑病像のおおい乙地では長期例は甲地よりすくない。乙地例は入院例であつて、精神症状は重症でも未治退院例がかなりおおいことで、上記の点は説明できよう。逆にいつて甲地例は、その居住地にながく生活していつているので、その精神病的病像の持続もかなりながく確認されているのである。

いままで検討してきた事項の主要なものをまとめると、表のようになる。

この章の最後に、非持ち筋地帯の散発例と比較しこの持ち筋地帯での事例の特徴をまとめると、つぎのようになる。憑きものとされるのは女におおく、また年少者、身体疾患をもつた人が散発例に比しておおく、微恙をきっかけに憑きもの状態にいたる例が目だつ。つくものは犬神、人狐、狸などとその地域によつて特徴がある。それらの大部分は、持ち筋としてしられている、病者がしつてゐる家から、経済面または人間関係での怨みのためにきてゐる（この怨みとは実は、病者が日常生活のなかで氣にしている負い目の投影であるが）。非持ち筋地帯散発例はみずから憑きものとみとめることが大部分であるのに、持ち筋地帯では、祈禱により憑きものとみとめられてから本人もそうみとめる例について、本人がはじめからそうみとめる例がおおい。その精神症状は人格変換が中心像であるものが半数をしめ、ついたものであるようにみずから名のるか、持ち筋の人であるかに名のる。しかし、動作までそのものになる例はおおくない。これにたいし非持ち筋地帯散発例では、ものがとりついた体感幻覚あるいは外部幻覚、ついたりする妄想の例がおおい。持ち筋地帯にも、精神病的水準の慢性例がその部分的な精神症状として憑き症状を呈するものがかなりあるとともに、その精

甲地、乙地の主要な比較事項(抜粋)

比較事項	甲地 (48名—50例)	乙地 (45名—47例)
性別	女 34 男 14 ^名	女 14 男 21
年齢		
～20	12名****	4
21～40	21	24
41～60	12	14
61～	2	1
不明	1	2
準備状態		
微恙	10例*	0
心痛	7	14
身体不調	11	7
大酒	0	2
憑きものの由来		
わかった	41例*	12
普通の社会関係に ある人	32*	1
ついた動機がのべられた	37例*	3
憑きものとの判断		
本人	16例	33*
祈禱→本人	19*	1
精神医学的状态像		
人格変換	23例****	10
憑きもの妄想	1	8***
体感幻覚	4	16***
外部幻覚	2	9***

比較事項	甲地 (48名—50例)	乙地 (45名—47例)
病者によるついたもの との名乗りあり	32例*	10
うち動物	24*	9
人	8***	1
動作模倣あり	2例	5
状態持続		
～数日	10例**	1
～1か月	5	3
～3か月	10	16
～1年	4	9
1年～	21*	7
不明	0	11
状態複雑度		
純粹型	11例*	0
単純病像	17	8
複雑病像	20	39*
精神症状なし	2	0
身体疾患あり	12例*	0

有意差をもっておおい：* P < 0.005, ** P < 0.01,
*** P < 0.025, **** P < 0.05 (X²検定による)

神症状は憑き症状につきしかも持続が数日だけの純粹憑きもの反応とみなすべき例が比較的目立ち、また症状精神疾患とみられる例もいくつもあり、さらに、身体疾患の迷信的解釈である例がある。

ここにあげたような、持ち筋地帯における憑きもの特徴は、持ち筋地帯(そこは同時に多発地帯でもある)という基盤からほぼ理解できる。だがここで、憑きもの例の大半が持ち筋の人がいだく怨みをかたり、さらに、生き霊でない憑きもの(犬神)例が持ち筋の人として名のついている例が六例もあることが目につく。それらは、犬神つきとされていても、江澤報告例におけるように、症状記載内容には犬神はでていない。持ち筋の人そのものがついた生き霊つきとみるほうがすなおである(これは、典型的生き霊つき症状としてよかろう)。また、犬神、人狐などと名のるばあいも、のべられるのは持ち筋がいだく怨みであることがおおく、これも生き霊にちかといえそうである。ついたとされる動物も、生き霊ののりうつり手段だとみてもよかろう。

(参考文献は次々号末尾に一括掲載)